

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

○福島県森林環境税条例の一部を改正する条例	五	○福島県知的障害者援護施設条例の一部を改正する条例	五
○福島県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例	五	○福島県農地法に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	五
○福島県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例	五	○福島県租税特別措置法第七十条の四の規定に係る事務処理の特例に関する条例	五
○福島県租税特別措置法第六十六条の十一の二の規定に係る事務処理の特例に関する条例	六	○福島県中山間地域等直接支払交付金基金条例を廃止する条例	六
○福島県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例	六	○福島県砂利採取法関係手数料条例の一部を改正する条例	六
○福島県総合社会福祉施設太陽の国条例の一部を改正する条例	六	○福島県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例	六
		○福島県租税特別措置法施行条例の一部を改正する条例	九

条 例

福島県森林環境税条例の一部を改正する条例、福島県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例、福島県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例、福島県租税特別措置法第六十六条の十一の二の規定に係る事務処理の特例に関する条例、福島県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例、福島県総合社会福祉施設太陽の国条例の一部を改正する条例、福島県知的障害者援護施設条例の一部を改正する条例、福島県農地法に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例、福島県租税特別措置法第七十条の四の規定に係る事務処理の特例に関する条例、福島県中山間地域等直接支払交付金基金条例を廃止する条例、福島県砂利採取法関係手数料条例の一部を改正する条例

る条例、福島県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例及び福島県租税特別措置法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十二年十二月十七日

福島県知事 佐藤 雄平

福島県条例第六十七号

福島県森林環境税条例の一部を改正する条例

福島県森林環境税条例(平成十七年福島県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第二条中「平成二十二年度」を「平成二十七年」に改める。

第三条第一項中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に、「第五十二条第二項第三号若しくは第四号」を「第五十二条第二項第四号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(税 務 課)

福島県条例第六十八号

福島県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例

福島県産業廃棄物税条例(平成十七年福島県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第十九条中「第七百三十三条の十八第五項」を「第七百三十三条の十八第六項」に改める。
附則第十一項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「(検討)」を付する。

附則に次の一項を加える。

12 知事は、平成二十七年年度末を用途として、この条例の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(税 務 課)

福島県条例第六十九号

福島県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

福島県特定非営利活動促進法施行条例(平成十年福島県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

第十九条を第二十条とし、第十八条の次に次の一条を加える。

(事務処理の特例)

第十九条 地方自治法第二百五十二条の十七の二第二項の規定により、法及びこの条例

に基づく事務のうち次に掲げる事務(二以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。)は、いわき市、白河市、二本松市及び会津美里町が処理することとする。

一 法第十条第一項の規定による認証

二 法第十条第二項（法第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び縦覧

三 法第十二条第三項（法第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による通知

四 法第十三条第二項（法第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理

五 法第十七条の三の規定による仮理事の選任

六 法第十七条の四の規定による特別代理人の選任

七 法第十八条第三号の規定による報告の受理

八 法第二十三条第一項の規定による届出の受理

九 法第二十五条第三項の規定による認証

十 法第二十五条第六項の規定による届出の受理

十一 法第二十九条第一項の規定による事業報告書等、役員名簿等及び定款等の受理

十二 法第二十九条第二項の規定による事業報告書等、役員名簿等及び定款等の閲覧の実施

十三 法第三十一条第二項の規定による認定

十四 法第三十一条第四項の規定による届出の受理

十五 法第三十一条の八の規定による届出の受理

十六 法第三十二条第二項の規定による認証

十七 法第三十二条の二第三項の規定による意見の陳述及び調査

十八 法第三十二条の二第四項の規定による意見の陳述

十九 法第三十二条の三の規定による届出の受理

二十 法第三十四条第三項の規定による認証

二十一 法第四十一条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査

二十二 法第四十一条第二項の規定による書面の提示及び交付

二十三 法第四十二条の規定による命令

二十四 法第四十三条第一項及び第二項の規定による認証の取消し

二十五 法第四十三条第四項の規定による書面の交付

二十六 法第四十三条の二（法第十二条の二において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取

附 則

1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際改正後の福島県特定非営利活動促進法施行条例（以下「改正後の条例」という。）第十九条各号に掲げる事務に係る特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号。以下「法」という。）及び福島県特定非営利活動促進法施行条例（以下「法令」という。）のそれぞれの規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令のそれぞれの規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においてはいわき市、白河市、二本松市又は会津美里町（以下「いわき市等」という。）の

長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法及び改正後の条例の適用については、当該いわき市等の長がした処分その他の行為又は当該いわき市等の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

（文化振興課）

福島県条例第七十号

福島県租税特別措置法第六十六条の十一の二の規定に係る事務処理の特例に関する条例

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一の二及び租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号。以下「政令」という。）第三十九条の二十三の規定による事務のうち次に掲げる事務（二以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。）は、いわき市、白河市、二本松市及び会津美里町が処理することとする。

一 政令第三十九条の二十三第一項第八号の規定による証明書の交付

二 政令第三十九条の二十三第八項の規定による種類の提出

三 政令第三十九条の二十三第十三項の規定による事業報告書等、役員名簿等及び定款等の写しの提出

附 則

1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際本則各号に掲げる事務に係る政令のそれぞれの規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に政令のそれぞれの規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においてはいわき市、白河市、二本松市又は会津美里町（以下「いわき市等」という。）の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における政令の適用については、当該いわき市等の長がした処分その他の行為又は当該いわき市等の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

（文化振興課）

福島県条例第七十一号

福島県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例

福島県生活環境の保全等に関する条例（平成八年福島県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

目次中 「第二節 ばい煙等の排出の規制等（第十二条―第二十三条）」を「第二節 第三節 削減」

ばい煙等の排出の規制等（第十二条―第二十六条）に改める。

第二十一条第一項中「場合において、その継続的な排出により人の健康又は生活環境に係る被害を生ずる」を削る。

第二十二条中「又は特定粉じん排出者」及び「又はその設置する工場又は事業場の敷

地の境界線における大気中の特定粉じんの濃度」を削り、「記録しておかなければ」を「記録し、これを保存しなければ」に改め、同条に次の一項を加える。

2 特定粉じん排出者は、規則で定めるところにより、その設置する工場又は事業場の敷地の境界線における大気中の特定粉じんの濃度を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

第三章第三節の節名を削り、第二十四条から第二十六条までを次のように改める。
(事業者の責務)

第二十四条 事業者は、この章に規定するばい煙の排出の規制等に関する措置のほか、その事業活動に伴うばい煙(大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)第二条第一項に規定するばい煙を除く。)の大気中への排出の状況を把握するとともに、当該排出を抑制するために必要な措置を講ずるようにしなければならない。

第二十五条及び第二十六条 削除

第二十七条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「第二条第七項」を「第二条第八項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を第七項とし、第三項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。

3 この章において「指定化学物質使用施設」とは、公共水域に多量に排出されることにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質として規則で定めるもの(以下「指定化学物質」という。)を製造し、貯蔵し、使用し、又は処理する施設をいう。

第三十九条第一項中「記録しておかなければ」を「記録し、これを保存しなければ」に改める。

第四十条第二項中「排水指定事業場」の下に「又は指定化学物質使用事業場」を加え、「前項」を「前二項」に、「同項」を「当該各項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 指定化学物質使用施設を設置する工場又は事業場(以下「指定化学物質使用事業場」という。)の設置者は、当該指定化学物質使用事業場において、指定化学物質使用施設の破損その他の事故が発生し、指定化学物質又は指定化学物質を含む水が当該指定化学物質使用事業場から公共水域に排出されたことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き指定化学物質又は指定化学物質を含む水の排出の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を知事に届け出なければならない。

第四十一条第三項中「前条」を「前条第一項及び第三項」に改め、「限りでない」との下に、「同条第三項中「前二項」とあるのは「第一項」と、「当該各項」とあるのは「同項」とを加える。

第五十四条第一項中「水が」の下に「当該排水指定事業場から」を加え、同条第三項中「前二項」とあるのは「第一項及び前項」に改め、「法定外有害物質」との下に、「前項中「前二項」とあるのは「第一項」と、「当該各項」とあるのは「同項」とを加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「排水指定事業場」の下に「又は指定化学物質使用事業場」を加え、「前項」を「前二項」に、「同項」を「当該各項」に改め、同項を同

条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 指定化学物質使用事業場の設置者は、当該指定化学物質使用事業場において、指定化学物質使用施設の破損その他の事故が発生し、指定化学物質又は指定化学物質を含む水が当該指定化学物質使用事業場から地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き指定化学物質又は指定化学物質を含む水の浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を知事に届け出なければならない。

第八十三条中「第十四条の四第一項」を「第十四条の五第一項」に改める。

第九十六条第一号中「第八項」を「第九項」に改める。

第九十七条第一項第四号中「第二十七条第三項」を「第二十七条第四項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改める。

第九十八条の二第四項第一号中「、第四十三條第一項」を「及び第二項、第四十三條第一項」に、「第五十五條第一項」を「及び第二項、第五十五條第一項」に改め、同項第二号中「第四十條第二項」を「第四十條第三項」に、「第五十四條第二項(同条第三項)」を「第五十四條第三項(同条第四項)」に改める。

第一百零二條第一項第二号中「第四十條第二項」を「第四十條第三項」に、「第五十四條第二項(同条第三項)」を「第五十四條第三項(同条第四項)」に改める。

第一百零四條第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 第二十二條第一項又は第三十九條第一項の規定に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかつた者

附 則

この条例は、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律(平成二十二年法律第三十一号)の施行の日から施行する。ただし、第八十三條の改正規定は、公布の日から施行する。

(水・大気環境課)

福島県条例第七十二号

福島県総合社会福祉施設太陽の国条例の一部を改正する条例

福島県総合社会福祉施設太陽の国条例(昭和五十四年福島県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第三条の見出し及び同条第一項の表以外の部分中「定員」を「入所定員」に改め、同項の表を次のように改める。

種 類	名 称	所 在 地	入所定員
障害者自立支援法第五条第	福島県ひばり寮	西白河郡西郷村大字真船字芝原二九番地の四	一〇〇人

十二項に規定する障害者支援施設

福島県かしわ荘	西白河郡西郷村大字真船字芝原三四一番地の四	一〇〇人
福島県けやき荘	西白河郡西郷村大字真船字芝原三四一番地の七	一〇〇人
福島県かえで荘	西白河郡西郷村大字真船字芝原一八九番地の一	一〇〇人

第三条第二項の表太陽の国野球場の項を削る。

第四条第一号中「附則第四十一条第一項の規定に基づき、身体障害者を入所させて、その更生に必要な治療又は指導を行い、及びその更生に必要な訓練」を「第四条第一項に規定する障害者につき、同法第五条第十一項に規定する施設入所支援（以下単に「施設入所支援」という。）を行うとともに、施設入所支援以外の同条第一項に規定する施設障害福祉サービス」に改め、同条第二号中「障害者自立支援法附則第五十八条第一項の規定に基づき、十八歳以上の」を「知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十六条第一項第二号の措置のうち同号に規定する委託に係る」に改め、同条第三号中「を施設」を「につき、施設」に改め、同条第四号中「前各号」を「前三号」に改める。第六条第一項第四号中「及び太陽の国野球場」を削り、「厚生センター等」を「厚生センター」に改める。

第八条及び第十条から第十四条までの規定中「厚生センター等」を「厚生センター」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第十条関係）

一 宿泊の場合

区 分	研 修 者 及 び 奉 仕 者 の 使 用		使用料の額（単位円）
	大 人	小 人	
その他の者の使用	二、五二〇	一、八九〇	一、八九〇
	一、八九〇	一、八九〇	

備考

- 1 使用時間は、午後四時から翌日午前十時までとする。
- 2 「研修者」とは、社会福祉施設に関する研修会の参加者及びその関係者をいう。

- 3 「奉仕者」とは、太陽の国への奉仕者をいう。
 - 4 「その他の者」とは、研修者及び奉仕者以外の者をいう。
 - 5 「大人」とは、十二歳以上の者をいう。
 - 6 「小人」とは、六歳以上十二歳未満の者をいう。
 - 7 冬期間（十一月一日から翌年三月三十一日までの期間）における使用料は、使用料の額にその十パーセントを加算した額（その額に十円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。
- 二 研修又は休憩の場合

区 分	研 修 室			和 室		
	一 日	半 日	夜 間	小 人	大 人	和 室
研 修 室	三、一五〇	一、五七〇	一、五七〇	四四〇	六三〇	六三〇
	一、五七〇	一、五七〇	一、五七〇	二二〇	三二〇	三二〇
和 室	一、五七〇	一、五七〇	一、五七〇	二二〇	三二〇	三二〇
	一、五七〇	一、五七〇	一、五七〇	二二〇	三二〇	三二〇

備考

- 1 「一日」とは、午前十時から午後四時までをいう。
 - 2 「半日」とは、午前九時から正午まで又は午後一時から午後四時までをいう。
 - 3 「夜間」とは、午後六時から午後九時までをいう。
 - 4 冬期間（十一月一日から翌年三月三十一日までの期間）における使用料は、使用料の額にその十パーセントを加算した額（その額に十円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。
- 別表第二の二の項を削り、同表三の項中「又は旧法施設支援」及び「旧法施設支援に係る介護給付費の算定方法」を削り、同項を同表二の項とする。
- 別表第三中「第四条、」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、第四条第四号及び別表第三の改正規定は、公布の日から施行する。
 - 2 障害者の利用に係る公の施設の使用料の免除に関する条例の一部改正（平成八年福島県条例第十四号）の一部を次のように改正する。
- 別表福島県総合社会福祉施設太陽の国の項を削る。

（保健福祉総務課）

福島県条例第七十三号

福島県知的障害者援護施設条例の一部を改正する条例

福島県知的障害者援護施設条例（昭和四十八年福島県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

福島県障害者支援施設条例

第一条中「十八歳以上の知的障害者であつて」を削り、「を受けたもの」を「のうち同号に規定する委託に係る知的障害者」に、「知的障害者援護施設（法附則第五十八条第二項の知的障害者援護施設）」を「他の条例の規定により設置するもののほか、障害者支援施設（法第五十二条第十二項に規定する障害者支援施設）」に改める。

第二条の見出し中「種類、」を削り、同条中「知的障害者援護施設の種類の、」を「障害者支援施設の」に改め、同条の表を次のように改める。

名 称	位 置	入所定員
福島県ばんだい荘 あおば	一 耶麻郡猪苗代町大字長田字西五十滝三九六七番地	六〇人

第三条中「知的障害者援護施設」を「障害者支援施設」に改める。

第四条第一項第一号及び第二号を次のように改める。

一 法第四十一条に規定する障害者につき、法第五十二条第一項に規定する施設入所支援（以下単に「施設入所支援」という。）を行うとともに、施設入所支援以外の同条第一項に規定する施設障害福祉サービスを行うこと。

二 知的障害者福祉法第十六条第一項第二号の措置のうち同号に規定する委託に係る知的障害者を入所させて、これを保護するとともに、その更生に必要な指導及び訓練を行うこと。

第四条第一項第五号中「施設」を「障害者支援施設」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「施設」を「障害者支援施設」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「施設」を「障害者支援施設」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次の一号を加える。

三 居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により保護又は訓練を必要とする法第二条第一項第一号に規定する障害者等（別表第二において「障害者等」という。）につき、障害者支援施設において保護し、又は必要な訓練を行うこと。

第五条第一項中「知的障害者援護施設」を「障害者支援施設」に改め、同条第二項中「知的障害者更生施設」を「障害者支援施設」に改める。

第七条中「知的障害者援護施設」を「障害者支援施設」に改める。

別表第一の二の項を削り、同表三の項中「又は旧法施設支援」及び「旧法施設支援に係る介護給付費の算定方法」を削り、同項を同表二の項とする。

別表第二中「第四条、」を削る。

附 則

1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、別表第二の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際現に改正前の福島県知的障害者援護施設条例第五条の規定により収受すべきであった利用料金については、なお従前の例による。

（障がい福祉課）

福島県条例第七十四号

福島県農地法に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

福島県農地法に係る事務処理の特例に関する条例（平成二十一年福島県条例第八号）の一部を次のように改正する。

本則中「郡山市」の下に「白河市及び大玉村」を加え、「郡山市以外」を「二以上」に改める。

附 則

1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際福島県農地法に係る事務処理の特例に関する条例本則各号に掲げる事務に係る農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号。以下「法」という。）のそれぞれの規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法のそれぞれの規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては白河市又は大玉村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法の適用については、それぞれ白河市若しくは大玉村の長がした処分その他の行為又はそれぞれ白河市若しくは大玉村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

（農林総務課農地調整室）

福島県条例第七十五号

福島県租税特別措置法第七十条の四の規定に係る事務処理の特例に関する条例

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により、租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号。以下「法」という。）第七十条の四第三十五項（法第七十条の六第四十項において準用する場合を含む。）の規定による通知（福島県農地法に係る事務処理の特例に関する条例（平成二十一年福島県条例第八号）本則第一号、第四号及び第七号の許可に係るものに限る。）に係る事務は、郡山市、白河市及び大玉村が処理することとする。

附 則

1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際本則に規定する事務に係る法の規定により知事がした通知で現にその効力を有するものは、この条例の施行の日以後における法の適用については、それぞれ白河市又は大玉村の長がした通知とみなす。

(農林総務課農地調整室)

福島県条例第七十六号

福島県中山間地域等直接支払交付金基金条例を廃止する条例

福島県中山間地域等直接支払交付金基金条例(平成十二年福島県条例第二百二号)は、廃止する。

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

(農村振興課)

福島県条例第七十七号

福島県砂利採取法関係手数料条例の一部を改正する条例

福島県砂利採取法関係手数料条例(平成十二年福島県条例第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

福島県砂利採取法施行条例

第一条の見出しを「(手数料)」に改め、同条に次の二項を加える。

2 手数料は、福島県収入証紙で納付しなければならない。

3 既に納付された手数料は、返還しない。

第二条を次のように改める。

(事務処理の特例)

第二条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十七の二第一項の規定により、次に掲げる事務は、白河市が処理することとする。ただし、当該事務に係る土地の区域が白河市以外の市町村の区域にわたる場合又は当該事務に係る土地の区域の全部若しくは一部が法第十六条に規定する河川区域等の区域内にある場合は、この限りでない。

- 一 法第十六条の規定による認可
- 二 法第二十条第一項の規定による認可
- 三 法第二十条第二項及び第三項の規定による届出の受理
- 四 法第二十二条の規定による命令
- 五 法第二十三条第一項の規定による命令
- 六 法第二十三条第二項の規定による命令(法第三条の規定に違反して砂利採取業を営む者に係るものを除く。)
- 七 法第二十四条の規定による届出の受理
- 八 法第二十六条の規定による認可の取消し及び命令
- 九 法第三十一条第一項の規定による条件の付加
- 十 法第三十三条の規定による報告の徴収(法第二章の規定に係るものを除く。)
- 十一 法第三十四条第二項の規定による立入検査及び質問(法第二章の規定に係るものを除く。)

十二 法第三十六条第三項の規定による通報

十三 法第三十七条第二項の規定による調査及び措置

十四 法第三十八条第一項の規定による聴聞(法第二十六条の規定による命令に係るものに限り。)

十五 法第四十三条後段の規定による協議

第三条を削り、第四条を第三条とする。

附 則

1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際改正後の福島県砂利採取法施行条例第二条各号に掲げる事務に係る砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号。以下「法」という。)のそれぞれの規定により知事若しくは地方自治法第五十三条第二項の規定により知事の権限の委任を受けた者(以下「知事等」という。)がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に法のそれぞれの規定により知事等に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては白河市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては法の適用については、白河市長がした処分その他の行為又は白河市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

(農地管理課)

福島県条例第七十八号

福島県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

福島県道路占用料徴収条例(昭和四十五年福島県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「協議が成立した占用の」を「同意した占用の」に改める。

第三条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同条第二号中「新幹線鉄道保有機構が建設し、保有し、又は大規模な災害復旧工事を行う鉄道施設並びに」を削り、同号を同条第三号とし、同条第一号中「道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号。以下「政令」という。)」を「政令」に改め、同号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号。以下「政令」という。)

一条の七第一項に規定する応急仮設住宅

第四条中「協議が成立した占用の」を「同意した占用の」に、「を」し、又は当該占用の協議が成立した」を「又は同意をした」に改める。

一、五〇〇	一、一〇〇	七七〇
一、二〇〇	一、六〇〇	七七〇
九三〇	六九〇	七七〇

九〇〇	五六〇	六三〇
九〇〇	五六〇	九七〇

二九〇	四七〇	三	五	四八	一、〇〇〇	七六〇	四八〇	一、一〇〇	八二〇	五三〇
-----	-----	---	---	----	-------	-----	-----	-------	-----	-----

別表一の項中

に改め、同表二の項を次のように改める。

一、四〇〇	四、四〇〇	六〇〇	一、四〇〇	四八〇	七〇〇	五	一〇	七二	二、一〇〇
一、一〇〇	一、一〇〇	四五〇	一、一〇〇	三六〇	五二〇	四	七	五三	一、五〇〇

を

一、一〇〇	二、〇〇〇	四七〇	一、一〇〇	三四〇	五五〇	三	六	五六	一、二〇〇
-------	-------	-----	-------	-----	-----	---	---	----	-------

法第三十二條第一項第二号に掲げる物件 外径が〇・七メートル未満のもの 外径が〇・一メートル以上〇・一五メートル未満のもの 外径が〇・一五メートル以上〇・二メートル未満のもの 外径が〇・二メートル以上〇・三メートル未満のもの 外径が〇・三メートル以上〇・四メートル未満のもの 外径が〇・四メートル以上〇・七メートル未満のもの 外径が〇・七メートル以上一メートル未満のもの 外径が一メートル以上のもの	長一メートルにつき一年	二四	二〇
	二四	二〇	二九〇
	三四	二九	
	三	二九	
	六	五七	
	一〇〇	八六	
	一三〇	一一〇	
	二四〇	二〇〇	

九五〇	一、〇〇〇	四〇〇	九五〇
-----	-------	-----	-----

の	六七〇	五七〇
---	-----	-----

別表三の項中「一、四〇〇」を「一、一〇〇」に、「一、一〇〇」を「九五〇」に改め、同表四の項中「〇・〇〇三」を「〇・〇〇四」に、「〇・〇〇五」を「〇・〇〇六」に、「一〇・〇〇六」を「一〇・〇〇八」に、「二、九〇〇」を「一、〇〇〇」に、「七、一〇〇」を「五、一〇〇」に、「二、五〇〇」を「六〇〇」に、「三、六〇〇」を「三、一〇〇」に、「一、四〇〇〇」を「一、一〇〇〇」に、「一、一〇〇〇」を「九五〇〇」に改め、同表五の項中「縁日等」を「縁日その他の催し」に、

二〇〇	二〇
一〇〇〇	一〇

四四〇	四四
一一〇	一一

に改め、同表六の項を次のように改める。

六 政令第七号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	
		表示面積一平方メートルにつき一月	表示面積一平方メートルにつき一年
旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	一本につき一日	九〇〇
		その他のもの	七六〇
その他のもの		一本につき一月	二〇〇
		その他のもの	一〇〇〇

別表七の項中「四四〇」を「二〇〇」に、「二、一〇〇」を「二〇〇」に改め、同表八の項中「二四〇」を「二二〇」に、「二二〇」を「九五」に改め、同表九の項を次のように改める。

幕（政令第七号に掲げる工事に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積一平方メートルにつき一月	
		その面積一平方メートルにつき一月	その面積一平方メートルにつき一月
アーチ	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	一基につき一月	二〇〇
		その他のもの	一〇〇〇
その他のもの	その他のもの	一基につき一月	一、〇〇〇
		その他のもの	五二〇

別表十一の項中「第七条第九号及び第十号」を「第七条第十号及び第十一号」に、

九 政令第七号に掲げる施設並びに同条第七号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	占用面積一平方メートルにつき一年	
		占用面積一平方メートルにつき一年	占用面積一平方メートルにつき一年
その他のもの	建築物	Aに〇・〇一四を乗じて得た額	Aに〇・〇一八を乗じて得た額
		Aに〇・〇一を乗じて得た額	Aに〇・〇一二を乗じて得た額

上空、トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路	階数が一のもの		階数が二のもの	
	占用面積	一平方	占用面積	一平方
階数が一のもの	Aに〇・〇〇六を乗じて得た額	Aに〇・〇〇八を乗じて得た額	Aに〇・〇〇九を乗じて得た額	Aに〇・〇一一を乗じて得た額
	Aに〇・〇〇六を乗じて得た額	Aに〇・〇〇八を乗じて得た額	Aに〇・〇〇九を乗じて得た額	Aに〇・〇一一を乗じて得た額

2 改正後の福島県道路占用料徴収条例の規定は、この条例の施行の日以後の占用の期間に係る占用料の額について適用し、同日前の占用の期間に係る占用料の額について

1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、第二条の改正規定、第三条第二号の改正規定（「新幹線鉄道保有機構が建設し、保有し、又は大規模な災害復旧工事を行う鉄道施設並びに」を削る部分に限る。）及び第四条の改正規定は公布の日から、別表十の項の改正規定（「第七条第八号」を「第七条第九号」に改める部分に限る。）及び同表十一の項の改正規定（「第七条第九号及び第十号」を「第七条第十号及び第十一号」に改める部分に限る。）は公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

別表備考7中「十一の項」を「十二の項に掲げる施設」に改める。

十 政令第七号に掲げる応急仮設建築物	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積一平方メートルにつき一年	Aに〇・〇一四を乗じて得た額	Aに〇・〇一八を乗じて得た額
	その他のもの		Aに〇・〇二五を乗じて得た額	

改め、同項を同表十二の項とし、同表十の項中「第七条第八号」を「第七条第九号」に、「〇・〇一八」を「〇・〇二五」に改め、同項を同表十一の項とし、同項の前に次のように加える。

上空、トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	占用面積一平方メートルにつき一年	Aに〇・〇一四を乗じて得た額	Aに〇・〇一八を乗じて得た額
	その他のもの	Aに〇・〇二五を乗じて得た額	

（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	階数が三のもの	Aに〇・〇一一を乗じて得た額	Aに〇・〇一五を乗じて得た額
	階数が四以上のもの	Aに〇・〇一三を乗じて得た額	Aに〇・〇一六を乗じて得た額
その他のもの	メートルにつき一年	Aに〇・〇一八を乗じて得た額	

を

は、なお従前の例による。

（道路計画課）

福島県条例第七十九号

福島県租税特別措置法施行条例の一部を改正する条例

福島県租税特別措置法施行条例（平成十一年福島県条例第八十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

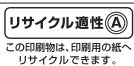
福島県租税特別措置法第二十八条の四等の規定の施行に関する条例

第二条第三項を削る。

附則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

（建築指導課）



再生紙を使用しています。

【定価 1 箇月 3,390円】

発行者 福島県 印刷所 株式会社 第一 印刷